

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する細則を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第44号

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する細則

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約を必要とする場合)</p> <p>第33条 課長等は、事務事業の実施に関する支出決定書で、印刷、運搬、修繕等の契約を必要とするものは、別に契約要求書に必要書類を添付して企画総務部<u>総務課長</u>に送付しなければならない。</p>	<p>(契約を必要とする場合)</p> <p>第33条 課長等は、事務事業の実施に関する支出決定書で、印刷、運搬、修繕等の契約を必要とするものは、別に契約要求書に必要書類を添付して企画総務部<u>企画総務課長</u>に送付しなければならない。</p>
<p>(物品の受贈手続)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の決定書案は、企画総務部<u>営業推進課長</u>（以下「<u>営業推進課長</u>」という。）に合議しなければならない。</p>	<p>(物品の受贈手続)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の決定書案は、企画総務部<u>営業推進課担当課長</u>（以下「<u>営業推進課担当課長</u>」という。）に合議しなければならない。</p>
<p>(固定資産の受贈の手続)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 前項の決定書案は、<u>営業推進課長</u>に合議しなければならない。</p>	<p>(固定資産の受贈の手続)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 前項の決定書案は、<u>営業推進課担当課長</u>に合議しなければならない。</p>

第3節 年度末決算

(年度末整理)

第77条 営業推進課長は、毎事業年度において決算整理のため、固定資産の減価償却、繰延勘定の償却、繰延収益の償却及び資産の評価の手続きをとらなければならない。

2 (略)

第3節 年度末決算

(年度末整理)

第77条 営業推進課担当課長は、毎事業年度において決算整理のため、固定資産の減価償却、繰延勘定の償却、繰延収益の償却及び資産の評価の手続きをとらなければならない。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)